

# 高 圧 産 業 用 電 力 I

(特定規模需要選択供給条件)

平成22年4月1日 実施

九 州 電 力 株 式 会 社

# 高 圧 産 業 用 電 力 I

## 目 次

1	適 用	1
2	契 約 種 別	1
3	選 択 供 給 条 件 の 変 更	1
4	契 約 期 間	1
5	季 節 区 分 お よ び 時 間 帯 区 分	2
6	産 業 用 電 力 I	3
7	産 業 用 臨 時 電 力 I	7
8	産 業 用 自 家 発 補 給 電 力 I	8
9	そ の 他	11
附 則		12
別 表		14

## 1 適 用

この特定規模需要選択供給条件（以下「この選択供給条件」といいます。）は、特定規模需要標準供給条件（以下「標準供給条件」といいます。）の産業用電力の適用範囲に該当し、高圧で電気の供給を受けて、かつ、契約電力が500キロワット未満のお客さまで、当社との協議が整った場合に適用いたします。

## 2 契 約 種 別

契約種別は、次のとおりといたします。

- (1) 産業用電力 I
  - イ 産業用電力 A－I
  - ロ 産業用季特別電力 A－I
- (2) 産業用臨時電力 I
- (3) 産業用自家発補給電力 I

## 3 選 択 供 給 条 件 の 変 更

- (1) 当社は、契約期間中であっても、この選択供給条件を変更することがあります。この場合には、お客さまとの電気料金その他の供給条件は、変更後の特定規模需要選択供給条件によります。

なお、この変更を実施する場合は、当社はお客さまに対して事前に変更内容を通知いたします。

- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択供給条件の変更に異議がある場合は、契約期間中であってもこの選択供給条件による契約を将来に向かって解約することができます。

## 4 契 約 期 間

- (1) 契約期間は、産業用臨時電力 I の場合を除き、需給契約またはその変

更が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

- (2) 契約期間満了の日の1か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は，お客さまの契約期間をさらに1年間延伸するものとし，以後もこの例によるものといたします。
- (3) 産業用臨時電力Ⅰの契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日までといたします。
- (4) 契約期間満了に先だって，原則として標準供給条件またはこの選択供給条件以外の特定規模需要選択供給条件に需給契約を変更することはできません。

## 5 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は，次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

- (2) 時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし，別表（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別表（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ハ 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

## 6 産業用電力 I

### (1) 適用範囲

標準供給条件の産業用電力の適用範囲に該当し、高圧で電気の供給を受けて、かつ、契約電力が500キロワット未満のお客さまで、当社との協議が整った場合に適用いたします。

### (2) 契約電力

契約電力は、標準供給条件の産業用電力に準じて定めます。

### (3) 料金

料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ロによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準供給条件において別に定める料金表【燃料費調整】3（燃料費調整額の差引きまたは加算）により燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

#### イ 基本料金および電力量料金

基本料金および電力量料金は、別に定める高圧産業用電力 I 料金表のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（(6)ホの予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

#### ロ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、標準供給条件の産業用電力に準ずるものといたします。

### (4) 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、標準供給条件22（使用電力量等の計量）に準ずるものといたします。

なお、産業用季特別電力 A－I の使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。

(5) 蓄熱調整契約をあわせて契約される場合の取扱い

イ 適用範囲

蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により、ロに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さまで、当社との協議が整った場合に適用いたします。

ロ 時間帯区分

(イ) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

(ロ) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ハ 料金

各月の料金は、(3)によって算定された金額からニによって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものとしたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

ニ 蓄熱割引額

(イ) 産業用電力A-Iとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[ \begin{array}{l} \text{産業用電力A-Iの夏季} \\ \text{料金またはその他季料金} \end{array} - \text{ホの蓄熱単価} \right]$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、産業用電力A-Iの夏季料金を、その他季の蓄熱電力量には、産業用電力A-Iのその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(ロ) 産業用季時別電力A-Iとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[ \begin{array}{l} \text{産業用季時別電力A-I} \\ \text{の夜間時間における電力量料金} \end{array} - \text{ホの蓄熱単価} \right]$$

ホ 蓄熱単価

蓄熱単価は、別に定める高圧産業用電力I料金表のとおりといたし

ます。

へ 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合は、特定規模需要選択供給条件の蓄熱調整契約に準ずるものといたします。ただし、蓄熱調整契約 8（蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い）(4)の割引単価については、別に定める高圧産業用電力 I 料金表のとおりといたします。

ト その他の事項については、特定規模需要選択供給条件の蓄熱調整契約に準ずるものといたします。

(6) そ の 他

イ 最大需要電力が500キロワット以上となる場合の料金は、産業用電力 A-I の適用を受ける場合は標準供給条件の産業用電力 A に準じて算定し、産業用季時別電力 A-I の適用を受ける場合は標準供給条件の産業用季時別電力 A に準じて算定いたします。この場合、蓄熱調整契約をあわせて契約されるお客さまについては、特定規模需要選択供給条件の蓄熱調整契約に準ずるものといたします。

ロ 産業用電力 I またはこの選択供給条件以外の特定規模需要選択供給条件から標準供給条件に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、産業用電力 I を適用いたしません。また、標準供給条件またはこの選択供給条件以外の特定規模需要選択供給条件から産業用電力 I の契約種別に需給契約を変更された後 1 年に満たないお客さまについては、当該契約種別以外の産業用電力 I の契約種別を適用いたしません。

ハ 産業用電力 A-I から産業用季時別電力 A-I に需給契約を変更された後 1 年に満たないお客さまについては、産業用電力 A-I を適用いたしません。また、産業用季時別電力 A-I から産業用電力 A-I に需給契約を変更された後 1 年に満たないお客さまについては、産業用季時別電力 A-I を適用いたしません。

ニ 標準供給条件の産業用自家発補給電力とあわせて電気の供給を受ける場合の基準の電力は、産業用自家発補給電力に準ずるものといたします。

なお、産業用季時別電力A-Iとあわせて産業用自家発補給電力を契約されるお客さまの基準の電力は、各時間帯別に定めるものといたします。

ホ お客さまが希望される場合は、標準供給条件の産業用電力に準じ、標準供給条件の予備電力を契約することができます。ただし、この場合の予備電力の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、標準供給条件の予備電力に定めるものといたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、常時供給分の該当料金を適用いたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

へ お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後、1年に満たないで需給契約が消滅する場合または契約電力を減少しようとする場合は、標準供給条件44（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金の精算）または標準供給条件45（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算）に準じて精算いたします。

この場合、標準供給条件44（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金の精算）にいう臨時電力は、この選択供給条件の産業用臨時電力Iといたします。ただし、Iの適用を受ける期間については、標準供給条件の臨時電力といたします。

なお、各時間帯別の使用電力量は、産業用臨時電力Ⅰまたは標準供給条件の臨時電力を適用する部分の契約電力とそれ以外の契約電力の比であん分したものといたします。

ト その他の事項については、特に定めのある場合を除き、標準供給条件を準用するものといたします。

## 7 産業用臨時電力Ⅰ

### (1) 適用範囲

標準供給条件の臨時電力の適用範囲に該当し、次のいずれにも適合するお客さまで、当社との協議が整った場合に適用いたします。

イ 高圧で電気の供給を受けて、かつ、契約電力が500キロワット未満の需要であること。

ロ 標準供給条件の産業用電力の適用範囲に該当する需要であること。

### (2) 契約電力

契約電力は、標準供給条件の臨時電力に準じて定めます。

### (3) 料金

料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準供給条件において別に定める料金表【燃料費調整】3（燃料費調整額の差引きまたは加算）により燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

#### イ 基本料金

基本料金は、産業用電力A－Ⅰの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、産業用電力A－Ⅰの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたもの

を適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、別に定める高圧産業用電力Ⅰ料金表のとおりといたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、標準供給条件の臨時電力に準ずるものいたします。

(4) その他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、産業用臨時電力Ⅰを適用いたしません。

ハ 標準供給条件の臨時電力の適用を受けるお客さまは、産業用臨時電力Ⅰに需給契約を変更できません。

ニ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、標準供給条件の臨時電力に準ずるものいたします。

## 8 産業用自家発補給電力Ⅰ

(1) 適用範囲

標準供給条件の産業用自家発補給電力の適用範囲に該当し、次のいずれにも適合するお客さまで、当社との協議が整った場合に適用いたします。

イ 高圧で電気の供給を受けて、かつ、契約電力が500キロワット未満の需要であること。

ロ 標準供給条件の産業用電力の適用範囲に該当する需要であること。

(2) 契約電力

契約電力は、標準供給条件の産業用自家発補給電力に準じて定めます。

### (3) 料 金

料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ロによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準供給条件において別に定める料金表【燃料費調整】3（燃料費調整額の差引きまたは加算）により燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

#### イ 基本料金および電力量料金

基本料金および電力量料金は、別に定める高圧産業用電力Ⅰ料金表のとおりといたします。

#### ロ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、標準供給条件の産業用自家発補給電力に準ずるものといたします。

### (4) 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

イ 使用電力量は、産業用自家発補給電力Ⅰの供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に産業用自家発補給電力Ⅰの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決めておくものとし、産業用自家発補給電力Ⅰの使用のつど選択することはできません。

また、常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は、各時間帯別に定めるものといたします。

(イ) 産業用自家発補給電力Ⅰの使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

(ロ) 産業用自家発補給電力 I の使用の前 3 月間における常時供給分の平均電力

(ハ) 産業用自家発補給電力 I の使用の前 3 日間における常時供給分の平均電力

ロ 産業用自家発補給電力 I の継続した使用期間を通算して産業用自家発補給電力 I の使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、産業用自家発補給電力 I の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を産業用自家発補給電力 I の使用電力量といたします。

ハ 使用電力量の区分

産業用自家発補給電力 I の使用電力量は、原則として産業用自家発補給電力 I の最大需要電力に産業用自家発補給電力 I の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

(5) そ の 他

イ 定期検査および定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その 1 月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。

ロ 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

ハ 産業用自家発補給電力 I から標準供給条件の産業用自家発補給電力に需給契約を変更された後 1 年に満たないお客さまについては、産業用自家発補給電力 I を適用いたしません。

ニ 産業用自家発補給電力 I とあわせて、特定規模需要選択供給条件の負荷率別契約の適用を受けることはできません。

ホ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、標準供給条件の産業用自家発補給電力に準ずるものといたします。

## 9 そ の 他

この選択供給条件とあわせて、特定規模需要選択供給条件の契約継続割引を適用することはできません。ただし、産業用電力 I の適用を受けた後、契約継続割引の適用範囲に該当する標準供給条件または特定規模需要選択供給条件により、継続して当社から電気の供給を受け、かつ、当社との協議が整った場合の契約継続年数は、産業用電力 I により電気の供給を受けた期間を含めたものといたします。

# 附 則

## 1 実 施 期 日

この選択供給条件は、平成22年4月1日から実施いたします。

## 2 料金についての特別措置（太陽光発電促進付加金）

### (1) 料 金

料金は、6（産業用電力Ⅰ）(3)、7（産業用臨時電力Ⅰ）(3)または8（産業用自家発補給電力Ⅰ）(3)の規定にかかわらず、当分の間、各項の規定によって算定された金額に、ハによって算定された太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。

#### イ 太陽光発電促進付加金単価

太陽光発電促進付加金単価は、標準供給条件において別に定める料金表【太陽光発電促進付加金単価】1（太陽光発電促進付加金単価）のとおりといたします。

#### ロ 太陽光発電促進付加金単価の適用期間

太陽光発電促進付加金単価の適用期間は、標準供給条件において別に定める料金表【太陽光発電促進付加金単価】2（太陽光発電促進付加金単価の適用期間）のとおりといたします。

#### ハ 太陽光発電促進付加金の算定

太陽光発電促進付加金は、その1月の使用電力量にイに定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。

なお、太陽光発電促進付加金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、標準供給条件の予備電力の太陽光発電促進付加金は、常時供給分とあわせて算定いたします。

(2) そ の 他

その他の事項については，標準供給条件附則 2（料金についての特別措置〔太陽光発電促進付加金〕）にかかわる規定を準用するものといたします。

# 別 表

## ( 休 日 等 )

この選択供給条件において、休日等とは、次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

4月30日

5月1日

5月2日

12月30日

12月31日